

除クノ外其ノ檢定ヲ受クヘシ

檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス

檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得ス

一 檢定證印ナキモノ

一 修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ

三 變造シタルモノ

四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五 命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第九條 度量衡器ノ製作、修覆、取締及其ノ使用ノ制限ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器取締ノ爲必要アリト認ムル時ハ店舗、工場其ノ他ノ場

所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ニ違反シタル者

二 度量衡ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケスシテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ミタル者

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

第十五條 當該官吏ノ訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者又ハ業務上取引若

ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者

ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ

自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者又ハ業務上取引若

ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者未成年者又ニ禁治產者ナルトキハ本法又ハ

本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用

ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在

ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第三條及第四條ニ依ラサル度量衡器ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル

本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ效力ヲ有ス

度量衡法施行期日ノ件

明治四十二年六月二十五日  
公布勅令第六十八號

度量衡法ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 錄

度量衡法

第十四條

第二十一條

附 則

度量衡法施行期日ノ件

度量衡法施行令

明治四十二年六月二十五日公布勅令第百六十九號  
大正五年五月九日勅令第百二十七號ニテ改正

第一條 度量衡法第三條及第四條ニ定ムルモノノ外度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

鯨尺

鯨尺 分 鯨尺尺ノ百分ノ一

鯨尺 寸 鯨尺尺ノ十分ノ一

鯨尺 尺 尺ノ四分ノ五

鯨尺 丈 十鯨尺尺

「ヤード、ポンド」法度量衡

度

「インチ」 「ヤード」ノ三十六分ノ一

「フート」 「ヤード」ノ三分ノ一

「ヤード」 尺ノ一萬二千五百分ノ三萬七千七百十九

「チェーン」 二十二「ヤード」

「マイル」 千七百六十「ヤード」

量

「ガロン」 升ノ五萬分ノ十萬四千九百二十三

衡

「グレイン」 「ポンド」ノ七千分ノ一

「オンス」 「ポンド」ノ十六分ノ一

「ポンド」 貫ノ三千百二十五分ノ三百七十、八

「トン」 二千二百四十「ポンド」

第二條 度量衡器ノ製作ノ業ヲ營マムトスル者ハ農商務大臣修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マントスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

度量衡器ノ製作ノ免許ハ度量器又ハ衡器ニ付各別ニ之ヲ受クヘシ  
第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 度量衡法第十四條ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
  - 四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者
  - 五 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
- 法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ
- 免許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者
- 法定代理人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者

ハ其ノ法定代理人ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 度量衡器ノ製作又ハ修覆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ

度量衡器ノ製作	千圓
衡器ノ製作	二千圓
度量衡器ノ修覆	二百圓

前項ノ身元保證金ハ國債證券又ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第五條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ十五年トス

第六條 度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ度量衡器、量器又ハ衡器ノ修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ取緒、皿紐、鈎紐及錘絲ニ付桿秤ノ修覆ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ金屬ニ係ル修覆ハ此ノ限ニ往ラス

第七條 度量衡器ノ檢定ハ之ヲ分チテ甲種檢定及乙種檢定トス

左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付行フ檢定ヲ甲種檢定トス

一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ハ二厘以下若ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アル度器但シ鯨尺ノミノ目盛アルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 目盛アル玻璃製枱及化學用量器

三 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下又ハ一「ミリグラム」未滿ノ重量ヲ感スル天秤

四 重量一厘未滿又ハ一「センチグラム」未滿ノ分銅及之ヲ含メル組分銅

五 「ヤード、ポンド」法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度器及衡器

六 瓦斯「メートル」

前項以外ノ檢定ヲ乙種檢定トス

第八條 度量衡器ノ甲種檢定ハ農商務大臣之ヲ行ヒ乙種檢定ハ地方長官之ヲ行フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號ノ場合ニ於テハ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者輸出若ハ移出シ又ハ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ非スシテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

三 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル桿秤ノ修覆ニシテ其ノ取緒、皿紐、鈎紐又ハ錘絲ノ金屬ニ係ラサルトキ

四 水量「メートル」ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

五 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ニシテ農商務大臣ノ指定シタルモノヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

第十條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

一 第一表又ハ第二表ノ種類ニ屬シ農商務大臣ノ定ムル構造ニ關スル規定ニ適合シ且其ノ器差第三表又ハ第四表ノ公差ヲ超エサルモノ

二 特殊ノ種類又ハ構造ノモノニ在リテハ特ニ農商務大臣ノ定ムル規定ニ適



條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第九條第三號ノ場合ニ該當スル桿秤ハ其ノ修覆ヲ爲シタル後檢定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得水量「メートル」ニシテ檢定證印ナキモノ亦同シ

第九條第五號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ檢定證印ナキモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ二 農商務大臣ハ甲種檢定又ハ第九條但書ノ許可ニ關スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附 則

(明治四十二年勅令第六十九號ノ分)

第十八條 本令ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本令施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ效力ヲ有ス但シ本令施行後更ニ免許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

第六條第二條第二項ノ規定ハ本令施行前度器又ハ量器ノミノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ適用セス

第二十條 本令施行前ヨリ「ヤード、ポンド」法度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ム者ニハ明治四十二年九月三十日迄度量衡法第十四條第一號ノ規定ヲ適用セス

第二十一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定證印ト看做ス

第二十二條 明治三十年勅令第十六號ニ依ル檢定證印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及效力ヲ失ヒタル檢定ニ係ルモノハ其ノ證印ナキモノト看做ス

五厘未滿又ハ「ミリメートル」未滿ノ目盛アル度器  
全量ノ十分ノ一未滿ノ目盛アル量器

五毛以下又ハ五「ミリグラム」以下ノ分銅

第二十三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用量器、瓦斯「メートル」及ハ水量「メートル」ニ在リテハ明治四十三年十二月三十一日迄「ヤード

ド、ポンド「法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セス但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 地方長官ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三十日迄ニ前項ノ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ檢査シ之ニ合格シタルモノニハ證印ヲ附セシムヘシ但シ瓦斯「メートル」及水量「メートル」ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 前項ノ檢査ハ之ヲ檢定ト看做ス

附 則 (大正五年勅令第二百二十七號ノ分)

本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條中ノ改正ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前度量衡器ノ製作、修履又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ殘存期間本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期間ハ最長殘存期間トス

本令公布前度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者又ハ其ノ免許ノ出願ヲ爲シタル者ノ身元保證金ノ額ハ従前ノ規定ニ依ル

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル瓦斯「メートル」ニ付テハ大正十一年十二月三十一日迄度量衡法第八條第一號ノ規定ヲ適用セス但シ取引上又ハ證明上ニ使用スル爲取附ヲ爲スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一表 度量衡器(一)

度量衡器		直 尺	曲 尺	リ 尺	疊 尺	卷 尺	鍵 尺	縮 尺
量 器								
秤								
全 量	二 分	一 勺	二 勺	五 勺	一 勺	二 勺	五 勺	一 勺
一 合	二 合	二 合	五 勺	五 勺	一 合	二 合	五 勺	五 勺
一 升	二 升	五 升	一 升	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗
二 斗	二 斗	五 斗	三 斗	五 斗	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗
全 量	一「センチリットル」	二「センチリットル」	五「センチリットル」	一「リットル」	二「リットル」	五「リットル」	一「リットル」	二「リットル」
全 量	一「センチリットル」	二「センチリットル」	五「センチリットル」	一「リットル」	二「リットル」	五「リットル」	一「リットル」	二「リットル」







八「オンス」	一「ポンド」	二「ポンド」	四「ポンド」	五「ポンド」	七「ポンド」
十「ポンド」	十四「ポンド」	二十「ポンド」	二十八「ポンド」	五十「ポンド」	五十六「ポンド」
定 量 増 錘					

第三表 公差(一)

種 類	全 長		公 差
	全 長	公 差	
二厘又ハ二分ノ一「ミリメートル」ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺、	一尺未満	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一 厘
	一尺以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	五 毛
縮尺、二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五「デシメートル」未満	全長五「デシメートル」迄ヲ増ス毎ニ全長五「デシメートル」ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	〇、二五「ミリメートル」
	五「デシメートル」以上	全長五「デシメートル」迄ヲ増ス毎ニ全長五「デシメートル」ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	〇、二五「ミリメートル」

種 類	全 長		公 差
	全 長	公 差	
鍵尺及鋼鐵製以外ノ卷尺	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	一 分
	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ二、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	二 厘
鋼鐵製卷尺	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ一厘ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	一 厘
	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ二、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム	二 厘

度量衡法施行令

種	分長ノ公差	
	類	分
全長六十尺未満又ハ二十「メートル」未満ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一
	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差
全長六十尺以上又ハ二十「メートル」以上ノ度量器	全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一
	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ四分ノ三未満	全長ノ公差ノ四分ノ三
	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差

全	量ノ公差	
	公	差
一合以下又ハ二「デシリットル」以下	全量ノ百分ノ一	一合以下又ハ二「デシリットル」以下
一升以下又ハ二「リットル」以下	全量ノ百五分ノ一	一升以下又ハ二「リットル」以下
五升以下又ハ十「リットル」以下	全量ノ二百五分ノ一	五升以下又ハ十「リットル」以下
五斗以下又ハ二十「リットル」以下	全量ノ四百分ノ一	五斗以下又ハ二十「リットル」以下
分量ノ公差		分量ノ公差
全量ノ二分ノ一未満	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差	全量ノ公差

全量ノ二分ノ一未滿	分量ノ公差	受用「メスフラスコ」	全量公差	〇、〇〇二
		出用「メスフラスコ」	全量公差	〇、〇〇一
全量ノ二分ノ一	分量ノ公差	「ビュレット及「ピペット」	全量公差	〇、〇〇一
		「メスシリンドル」	全量公差	〇、〇〇八
分量ノ公差	量	一「センチリットル」	〇、〇〇一	〇、〇〇一
		二「センチリットル」	〇、〇〇二	〇、〇〇二
		五「センチリットル」	〇、〇〇五	〇、〇〇三
		一「デシリットル」	〇、〇一〇	〇、〇〇六
		二「デシリットル」	〇、〇二〇	〇、〇一〇
		五「デシリットル」	〇、〇五〇	〇、〇二〇
		一「リットル」	〇、一〇〇	〇、〇四〇
		二「リットル」	〇、二〇〇	〇、〇八〇
		五「リットル」	〇、五〇〇	〇、二〇〇
		一「リットル」以下	〇、〇〇一	〇、〇〇一

全量ノ二分ノ一以上	秤	秤器ノ公差	瓦斯「メートル」	全量ノ公差	
			表ハス量ノ百分ノ二	全量ノ公差	
秤	種類	秤量ノ公差	秤量ノ種類	天	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
秤	種類	秤量ノ公差	秤量ノ種類	上皿	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一
				秤量ニ於テ秤量ノ感量ヲ	秤量ノ五分ノ一









鍾	一〇〇〇「グレーン」	〇、五	一〇「ポンド」	八、
	二〇〇〇「グレーン」	〇、七五	一四「ポンド」	一〇、
公	四〇〇〇「グレーン」	一、	二〇「ポンド」	一五、
			二八「ポンド」	二〇、
			五〇「ポンド」	二五、
			五六「ポンド」	三〇、
差				

重量ト掛量トノ比カ五分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量「ポンド」以下ノモノ  
重量ト掛量トノ比カ五分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量「ポンド」ヲ超エタルモノ

### 度量衡法施行細則

明治四十二年六月二十六日發布農商務省令第二十八號  
大正五年五月十九日農商務省令第七號ニテ改正

#### 第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ修覆者ト稱スルハ度量衡器ノ修覆ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ販賣者ト稱スルハ度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ

第二條 農商務大臣ニ出願又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ製作者第十條ニ依リ出願ヲ爲ストキハ變更先若ハ新設營業所ノ所在地其ノ他ノ出願又ハ届出ヲ爲ストキハ主タル營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

第二條ノ二 二以上ノ道府縣ニ營業所又ハ工場ヲ有スル製作者農商務大臣ノ免許許可若ハ認可ヲ受ケ又ハ農商務大臣ニ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ出願又ハ届出ヲ經由シタル地方長官ヲ除クノ外關係地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ度量衡法施行令第九條但書又ハ本則第十三條第一項若ハ第三十

三條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ願書ニハ願書及其ノ附屬書類、免許狀、許可書又ハ認可書ノ寫ヲ添附スヘシ

第三條 地方長官出願ニ付處分ヲ爲サムトスル場合ニ於テ工場ノ所在地カ其ノ管轄ニ屬セサルトキハ其ノ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ協議スヘシ

第二章 免許

第四條 度量衡器ノ製作又ハ修覆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ工場ノ圖面ヲ添附シテ差出スヘシ

- 一 營業所(二以上ノ營業所アルトキハ主たる營業所ニハ其ノ旨ヲ示スヘシ)及工場ノ位置
  - 二 製作又ハ修覆セムトスル度量衡器ノ種類
  - 三 製作又ハ修覆ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數
  - 四 起業目論見書
  - 五 設備ノ完成期間
- 度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ營業所(二以上ノ營業所アルトキハ主たる營業所ニハ其ノ旨ヲ示スヘシ)

ノ位置ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

前二項ノ願書ニハ度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添附スヘシ

第五條 行政官廳ニ於テ度量衡器ノ製作又ハ修覆ノ免許ヲ與ヘムトスルトキハ身元保證金ノ供託通知書ヲ出願人ニ送付スヘシ

出願人供託通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ日附ヨリ三十日以内ニ身元保證金ヲ供託スヘシ

出願人前項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサルトキハ行政官廳ハ其ノ出願ヲ無効トス

第六條 出願人身元保證金ヲ供託シタルトキハ其ノ受領證ヲ所轄地方長官ニ差出スヘシ

地方長官前項ノ受領證ヲ受取リタルトキハ受取證ヲ出願人ニ交付シ其ノ受領證ヲ保管スヘシ

地方長官度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ受取證ヲ交付

シタルトキ又ハ前條第二項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサル者アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

第七條 度量衡法施行令第四條第二項ニ依リ身元保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 地方債券

一 政府ニ於テ特ニ官吏ヲ置キ監視ヲ爲サシムル株式會社ノ株券又ハ債券前項ノ有價證券ノ代用價格ハ農商務大臣之ヲ定ム

第八條 身元保證金ノ供託アリタルトキハ行政官廳ハ免許狀ヲ出願人ニ交付スヘシ

第九條 身元保證金ニ不足ヲ生シタルトキハ地方長官ハ填補通告書ヲ供託者ニ送付スヘシ

供託者填補通告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ日附ヨリ二十日以内ニ其ノ不足額ヲ供託スヘシ

第六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ二 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主タル營業所以外ノ營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク免許ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ

第十一條 製作者、修覆者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三條第一項ニ該當セサル者ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得

前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀、相續人タルコトヲ證明スヘキ戸籍謄本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書ヲ添ヘ相續ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十二條 製作者、修覆者又ハ販賣者ノ相續人被相續人ノ營業ヲ承繼セス若ハ承繼スルコトヲ得サルトキハ六十日以内ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ但シ隱居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ遲滯ナク其ノ再下付ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

氏名又ハ名稱ニ變更アルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添へ遲滯ナク免許狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十四條 製作者、修覆者又ハ販賣者ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關スル證明書ヲ添へ遲滯ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

第十五條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキハ遲滯ナク之ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ

第十六條 製作者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許カ消滅シ若ハ第十二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ營業上所持シタル度量衡器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 製作者、修覆者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル度量衡器ナルコトヲ表示スル爲記號ヲ定メ之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更

シタルトキ亦同シ

前項ノ記號ハ營業所カ二以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノタルコトヲ要ス

記號ニハ營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ

農商務大臣ハ同一若ハ類似ノ記號ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 製作者又ハ修覆者ハ其ノ工場外ニ於テ度量衡器ノ製作又ハ修覆ヲ爲スコトヲ得ス但シ土地又ハ建物等ニ取附ケテ使用スルモノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修覆ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製作又ハ修覆ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 製作者又ハ販賣者ハ其ノ營業所外ニ於テ度量衡器ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ販賣ヲ爲サムトスル場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 削除

第二十一條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修覆ノ業ヲ營マムトス  
ルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ニ依リ修覆ノ業ヲ營ム者ハ秤架竝一厘乃至五貫ノ分銅ヲ備付クヘシ

第二十二條 地方長官ハ隨時前條第二項ニ依リ販賣者ノ備付ケタル分銅ヲ検査  
シ其ノ器差度量衡法施行令第三表ノ公差ヲ超エタルモノニ付テハ其使用ヲ停  
止シ又ハ修覆ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 製作者、修覆者又ハ販賣者桿秤ノ取緒、皿紐、鈎紐又ハ錘絲ニシテ金屬  
ニ係ラサルモノノミノ修覆ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ桿秤カ第四十九  
條ノ構造ニ適合セス又ハ其ノ器差度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ヲ  
超ユルモノナルトキハ其ノ修覆ヲ爲スコトヲ得ス

### 第三章 構造

第二十四條 度量衡法施行令第十條第一號ノ度量衡器ノ構造ハ本章ノ定ムル所  
ニ依ル

第二十五條 度器又ハ秤ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數

ノ二分ノ一、十分ノ一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ  
限ニ在ラス

秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ十分ノ一、十倍若ハ百倍ト  
爲スヘシ但シ斤ノ名稱ニ依ルモノニ付テハ其ノ四分ノ一、八分ノ一又ハ十六分  
一ト爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ之ヲ「ヤード、ポンド」法度量衡器ニ適用セス

第二十六條 度量衡器ニハ損傷ナク且損傷及伸縮シ難キ材料ヲ用ウヘシ

第二十七條 度量衡器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セサル方法ニ依リ明瞭ニ  
之ヲ附スヘシ

第二十八條 第三十七條ニ依ル檢定證印ヲ附スヘキ度量衡器ノ部分ハ附印ニ妨  
ナキ構造ト爲シ若シ其ノ部分カ附印シ難キ物質ナルトキハ其ノ部分ニ容易ニ  
離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ緊著スヘシ

第二十九條 度量衡器ニ表記スヘキ度量衡ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ  
用ウルコトヲ得

「メートル」法度量衡

名	「ミリメートル」	「センチメートル」	「メートル」	「キロメートル」	十分ノ一「センチリットル」	「センチリットル」	「デシリットル」	「リットル」	「ミリグラム」	「センチグラム」	「デシグラム」
稱											

略字	「ミ」	「セ」	「メ」	「キ」	「セ」	「デ」	「リ」	「ミ」	「セ」	「デ」
	リ	ン	ー	ロ	ン	シ	リ	リ	リ	シ
	ム	ト	ル	メ	チ	リ	ッ	ト	グ	グ

「グラム」  
「キログラム」  
「ヤード、ポンド」法度量衡

名	「インチ」	「フット」	「ヤード」	「チェーン」	「マイル」	「ゲレイン」	「オンス」	「ポンド」	「トン」
稱									

略字	吋又ハin	呎又ハft	碼又ハyd	鎖	哩	gr	oz	噸	封度又ハlb

前項以外ノ度量衡ノ名稱又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ付テハ慣行ノ略字ヲ用フル  
度量衡法施行細則

コトヲ得

第三十條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル度量衡器ニハ第十七條ニ依リ届出テタル記號ヲ表記スヘシ但シ板狀、分銅及修覆シタル錘若ハ増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ記號ヲ表記スル場合ニ於テ其ノ輸入又ハ移入シタルモノニハゆノ文字ヲ記號ニ附記スヘシ

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ前六條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

度量器

一 度量器ノ材料ハ曲リ尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬、直尺、縮尺及疊尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨、セルロイド又ハ彈性アル竹、木若ハ金屬、卷尺ニ在リテハ鋼鐵、麻又ハ竹、鏈尺ニ在リテハ鋼鐵ヲ用ウヘシ

二 木製又ハ竹製ノ度量器ノ厚ハ其ノ最モ厚キ部分ニ於テ疊尺、卷尺及縮尺ニ在リテハ五厘以上其ノ他ノモノニ在リテハ全長一尺以上、三、デシメートル以上、鯨尺一尺以上又ハ一、フート以上ノモノハ七厘以上全長二尺以上、六、デシメー

トル以上、鯨尺二尺以上又ハ二、フート以上ノモノハ一分二厘以上ト爲スヘシ  
三 徑ヲ度ルニ用ウル直尺ノ本枝、副枝、曲リ尺及直角形ノ縮尺ノ角度ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ

四 麻製卷尺ハ其ノ全長十八尺、五、メートル、鯨尺十八尺又ハ十八、フートヲ超エタルモノニ在リテハ十八尺又ハ五、メートル、鯨尺十八尺又ハ十八、フートニ付五百匁ノ重量ヲ以テ張力ヲ加フルモ三分五厘以上ノ伸張ヲ生セサル構造ト爲スヘシ

五 分離シ得サル構造ノ疊尺又ハ連接直形ノ縮尺ノ連接部ハ容易ニ緩ミ難キ構造ト爲スヘシ

六 鏈尺及線狀ノ卷尺ノ目盛又ハ目盛ノ標識ハ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ附著シテ之ヲ爲スヘシ

七 縮尺ニハ其ノ目盛ノ表示スル値ヲ其ノ目盛ニ、縮尺以外ノ度量器ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ記スヘシ但シ各段ノ目盛ノ表示スル値カ同一ナルトキ又ハ其ノ全長カ同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央部一箇所ニ表記スル

コトヲ得

八 分離シ得ヘキ構造ノ度量器ニハ番號ヲ附スヘシ其ノ番號ハ各部分同一ナルコトヲ要ス

量器

枱及斗概

一 枱ノ材料ニハ金屬、陶器、磁器、玻璃、檜、椴、羅漢柏又ハ姫子松ヲ用ウヘシ但シ全量五勺未滿又ハ一デシリットル未滿ノモノニ在リテハ木材、木製液用枱ニシテ漆塗リニ非サルモノニ在リテハ椴、羅漢柏、姫子松又ハ板目ノ板、木製方形穀類用枱ニ在リテハ椴又ハ姫子松ヲ用ウルコトヲ得ス

二 斗概ノ材料ニハ櫻又ハ檜ノ如キ堅キ木材ヲ用ウヘシ

三 木製液用枱ノ材料ハ液類ノ浸透シ難キモノヲ用ウヘシ

四 玻璃製枱ノ材料ニハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ

五 木製枱ノ材料ノ厚ハ全量二升以上又ハ五リットル以上ノモノニ在リテハ

五分以上雜用枱ヲ除ク全量一升又ハ五合ノモノニシテ方形穀類用枱ニ在リテハ三分以上其ノ他ノ枱及全量二リットル又ハ一リットルノモノニ在リテハ二分五厘以上全量二合五勺以下又ハ五デシリットル以下ノモノニ在リテハ二分以上ト爲スヘシ

六 木製方形枱ニハ剝合セサル板ヲ用ウヘシ

七 木製枱ノ木材ハ同種ノモノヲ用ウヘシ但シ穀用又ハ雜用ノモノノ底板ハ此ノ限ニ在ラス

八 五合以上又ハ一リットル以上ノ金屬製枱ノ厚ハ三厘以上ト爲スヘシ但シ材料ヲ二重ト爲ス場合ニ在リテハ各其ノ厚一厘五毛以上ノモノヲ用ウルコトヲ得

九 枱ノ形狀ハ圓壺形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノニ在リテハ圓錐形、全量一升以下ノ木製ノモノニ在リテハ方形ト爲スコトヲ得

十 目盛アル玻璃製枱以外ノ圓壺形枱ノ全量ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深ハ之ヲ同一ト爲スヘシ但シ全量一升以下又ハ二リットル以下ノ金屬製枱ノ徑ハ

度量衡法施行細則



深ノ二分ノ一全量二合五勺以下又ハ五デシリットル以下ノ金屬製枴ノ徑ハ深ノ二倍ト爲スコトヲ得

十一 前號ノ徑ノ寸法ハ玻璃製枴、陶器枴、磁器珫及珫瑯塗リ枴ニ在リテハ二分以下又ハ四「ミリメートル」以下其ノ他ノ枴ニ在リテハ一分以下又ハ一「ミリメートル」以下ヲ増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深ノ寸法ハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

十二 目盛アル玻璃製枴、目盛ナキ玻璃製ノ圓錐形枴、陶器若ハ磁器ノ圓錐形枴ノ徑ハ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ヨリ大ニスルコトヲ得此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製ノ圓錐形枴ノ徑ハ深ノ三分ノ一ヨリ小ナラサルモノト爲スヘシ

十三 方形枴ノ方ノ寸法ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ其ノ寸法ハ五厘以下ノ増減ヲ爲スコトヲ得

五 勺 方ノ寸法 一寸六分

- 一 合 二寸一分
- 二 合 二寸八分七厘
- 二 合 五勺 三寸五厘
- 五 合 三寸九分五厘
- 一 升 四寸九分
- 十四 斗概ノ寸法ハ左ノ定限ニ依ルヘシ

種類	小		大	
	長	徑又ハ厚	長	徑又ハ厚
圓壺狀	六寸乃至八寸五分	一寸乃至一寸一分	一尺二寸乃至一尺四寸	一寸九分乃至二寸一分
板狀	六寸乃至八寸五分	四分乃至五分	一尺二寸乃至一尺四寸	二寸九分乃至三寸五分

十五 枴ノ口縁、側面及底部ハ容易ニ變形セサル構造ト爲シ其ノ口縁ヲ以テ全量ト爲スモノニ在リテハ其ノ口縁ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ

十六 銅製又ハ銅ノ合金製ノ枴及鐵製枴ハ其ノ内面ニ錫、ニッケル、アルミニウム、珫瑯其ノ他枴ノ腐蝕ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ鍍着スヘシ

十七 木製穀類用枘ハ其ノ全量ヲ一斗以下又ハ二十リットル以下ト爲スヘシ  
十八 全量五升以上又ハ十リットル以上ノ木製圓壘形枘ノ側板又ハ底板ヲ繼合  
ハストキハ合釘ヲ用ウヘシ

十九 木製圓壘形穀類用枘ノ口縁ヨリ外側ノ上部ニハ容易ニ離脱セサル方法  
ニ依リ繼目ナキ鐵板ヲ被ヒ其ノ底板ヲ嵌メ込ミタル位置ニ於ケル外側ニハ  
鐵帶ヲ緊束シ側板ヲ通シテ底板ニ之ヲ釘著シ全量五升以上又ハ十リットル以  
上ノモノニ在リテハ尙其ノ外面ニハ繼目ナキ二箇ノ鐵帶ヲ交叉セシメ其ノ  
各鐵帶ノ兩端ハ外側ヲ通シテ其上部ニ於ケル鐵板ノ下ニ挿入シテ之ヲ緊著  
シ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ方法ニ依リ底部ヲ堅牢ナル構造ト  
爲スヘシ

二十 木製方形穀類用枘ノ口縁ハ鐵板ヲ以テ之ヲ被ヒ其ノ鐵板ノ一端ハ之ヲ  
四隅ノ外側ニ折曲ケテ緊著シ其ノ口縁ノ四隅ニ於ケル鐵板ノ接觸部ハ堅牢  
ニ之ヲ嵌接シ其ノ全量一升ノモノニ在リテハ尙鐵帶ヲ四隅ニ於ケル外側ヲ  
通シテ底部ニ折曲ケケテ之ヲ緊著スヘシ

二十一 前二號ノ鐵縁又ハ鐵帶ノ厚ハ全量一斗以下又ハ二十リットル以下ノモ  
ノニ在リテハ鐵縁五厘以上鐵帶三厘以上全量二升以下又ハ五リットル以下ノ  
モノニ在リテハ鐵縁四厘以上鐵帶二厘以上全量二合五勺以下又ハ五デシリッ  
トル以下ノモノニ在リテハ鐵縁三厘以上鐵帶二厘以上ト爲スヘシ  
二十二 鐵縁又ハ鐵帶ヲ附著スル爲螺旋釘ヲ用ウルトキハ扨戻シ難キ構造ト  
爲スヘシ

二十三 金屬製枘、陶器枘又ハ磁器枘ニハ其ノ内面ニ目盛ヲ爲スコトヲ得但シ  
金屬製枘ノ全量以外ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
二十三ノ二 口徑底部ノ徑ヨリ小ナル圓錐形枘ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコ  
トヲ得ス

二十四 金屬製又ハ木製ノ液用枘ニハ其ノ側板ニ幅一寸以上ノ玻璃板ヲ挿入  
シテ之ニ目盛ヲ爲シ又ハ堅牢ナル構造ニ依リ玻璃管ヲ連結シ之ニ目盛ヲ爲  
スコトヲ得  
二十五 枘ニ玻璃管ヲ連結シテ目盛ヲ爲シタル場合ニ在リテハ玻璃管以外ノ

部分ノ徑及深ハ其拵ノ全量ニ付第十號ノ寸法ヲ下ラサルコトヲ要ス  
二十六 分ノ底部ニ排出口ヲ設ケタルモノニ在リテハ零位ヲ表示スル目盛ヲ  
附スヘシ

二十七 全量五合以上又ハ一リットル以上ノ拵ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周又ハ其  
ノ周ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル装置アルモノニ付テハ  
此ノ限ニ在ラス

二十八 全量五合未滿又ハ一リットル未滿ノ拵ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周ノ五  
分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ

二十九 拵ノ最小目盛間ノ距離ハ一分以上ト爲スヘシ

三十 拵ニハ注口、把手又ハ趾ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在  
リテハ注口ノ容量ハ全量五斗以下又ハ二十リットル以下ノモノニ在リテハ全  
量ノ百分ノ一以下全量一升以下又ハ二リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ  
五十分ノ一以下全量一合以下又ハ二デシリットル以下ノモノニ在リテハ全量  
ノ三十分ノ一以下ト爲スヘシ

三十一 拵ニ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ノ割合ニ應シテ第十號  
ニ依ル深ヲ減シ其ノ注口ノ口縁ハ拵ノ口縁ノ高ト同一ト爲スヘシ但シ全量  
ノ目盛アル拵ニ注口ヲ附スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
三十一ノ二 斗概ハ之ヲ心抜ト爲スコトヲ得ス  
三十二 拵ノ口縁ニ接觸スル斗概ノ面ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ  
三十三 拵ニハ外側ノ全量ヲ表記スヘシ木製拵ノ穀類用、液類用又ハ雜用ノモ  
ノニハ左ノ様式ニ依リ之ヲ表記スヘシ

一 穀類用 一 液類用 一 雜用  
用一斗(リットル) 用一斗(リットル) 一斗(リットル)

三十三ノ二 目盛アル玻璃製ノ圓壺形拵ニハ拵ノ文字ヲ表記スヘシ  
三十四 斗概ノ切口ニハ第十四號ノ區分ニ從ヒ大又ハ小ノ文字ヲ表記スヘシ

化學用量器

一 化學用量器ノ容量ハ其ノ量器カ攝氏十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準ト  
シテ之ヲ定ムヘシ

- 二 化學用量器ニ用ウル玻璃ハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 三 化學用量器ノ目盛ヲ爲ス部分ハ之ヲ圓錐形ト爲スヘシ
- 四 「メスフラスコ」及「メスシリンドル」ハ之ヲ水平面上ニ置キタルトキ其ノ目盛ヲ爲セル部分カ鉛直トナルコトヲ要ス
- 五 化學用量器ノ内側面ハ排水ノ場合ニ殘溜ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 六 「メスフラスコ」ノ目盛アル部分ノ内徑ハ五「ミリメートル」以上ニシテ左ノ定限以内ナルコトヲ要ス

種類	内徑
「リットル」	二〇
「デシメートル」	二〇
「センチメートル」	二〇
「ミリメートル」	二〇
「リットル」	〇.五
「デシメートル」	〇.五
「センチメートル」	〇.五
「ミリメートル」	〇.五
「リットル」	〇.一
「デシメートル」	〇.一
「センチメートル」	〇.一
「ミリメートル」	〇.一
「リットル」	〇.〇.五
「デシメートル」	〇.〇.五
「センチメートル」	〇.〇.五
「ミリメートル」	〇.〇.五
「リットル」	〇.〇.一
「デシメートル」	〇.〇.一
「センチメートル」	〇.〇.一
「ミリメートル」	〇.〇.一

七 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ノ長ハ一、二、三「デシメートル」以上其ノ排出管ニシテ目盛アルモノノ長ハ六「センチメートル」以上三「デシメートル」以下其ノ目盛ナキモノノ長ハ三「センチメートル」以上三「デシメートル」以下ト爲ス

ヘシ

八 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管及排出管ノ目盛アル部分ノ内徑ハ六「ミリメートル」以下ト爲スヘシ

九 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ハ其ノ全量一「センチリットル」未滿ノモノニ在リテハ十二秒以上一分以内全量一「デシリットル」未滿ノモノニ在リテハ二十秒以上一分以内全量一「デシリットル」以上ノモノニ在リテハ三十秒以上一分以内ニ其ノ全量ノ水ヲ排出スル構造ト爲スヘシ

十 「ビュレット」「ビベット」及「メスシリンドル」ノ目盛ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ「ビベット」ニハ全量ノミノ目盛ヲ爲スコトヲ得

種類

目

盛

- 五分ノ一「センチリットル」以下 「センチリットル」ノ千分ノ一、五分ノ一、二分ノ一又ハ百分ノ一
- 二分ノ一「センチリットル」以下 「センチリットル」ノ五分ノ一、二分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一

一「センチリットル」以下

「センチリットル」ノ二百分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一

五「センチリットル」以下

「センチリットル」ノ百分ノ一、五十分ノ一、二十ノ一又ハ十分ノ一

一「デシリットル」以下

「センチリットル」ノ五十分ノ一、二十分ノ一、十分ノ一又ハ五分ノ一

二「デシリットル」以下

「センチリットル」ノ十分ノ一、五分ノ一又ハ二分ノ一

五「デシリットル」以下

「センチリットル」ノ五分ノ一、二分ノ一又ハ一「センチリットル」

一「リットル」以下

「センチリットル」ノ二分ノ一又ハ一「センチリットル」

二「リットル」以下

一「センチリットル」又ハ二「センチリットル」

十一 化學用量器ノ目盛ニハ色ヲ施シ其ノ最小目盛間ノ距離ハ一「ミリメートル」

以上ト爲スヘシ

十二 化學用量器ノ目盛ノ幅ハ最小目盛間ノ距離ノ十分ノ一以下ト爲シ〇、二

「ミリメートル」以上ト爲スヘシ但シ全量ノミノ目盛アルモノニ在リテハ〇、四

「ミリメートル」以下〇、二「ミリメートル」以上ト爲スヘシ

十三 化學用量器ノ全量ノ目盛ハ「メスフラスコ」及全量ノミノ目盛アル「ビベット」

ニ在リテハ之ヲ全周ニ附シ其ノ他ノモノニ在リテハ全量及十箇毎ノ目盛ハ之ヲ全周ノ五分ノ一以上ニ附スヘシ

十四 「メスフラスコ」ノ目盛ハ全量一「デシリットル」以上ノモノニ在リテハ其ノ頸

部ノ上端ヨリ六「センチメートル」以上下端ヨリ二「センチメートル」以上ノ場所

ニ全量一「デシリットル」未滿ノモハニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ三「センチメ

ートル」以上下端ヨリ一「センチメートル」以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十五 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ上端ヨリ

十「センチメートル」以上其ノ下端ヨリ一「センチメートル」以上ノ場所ニ排出管

ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ兩端ヨリ三「センチメートル」以上ノ場所ニ之ヲ附ス

十六 全量及全量以外ノ目盛アル「ビベット」及「ビレット」ノ最高ノ目盛ハ管ノ上端ヨリ五センチメートル以上最低ノ目盛ハ「ビベット」ニ在リテハ其ノ尖端ヨリ「ビレット」ニ在リテハ其ノ排栓ノ接続部ヨリ各三センチメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十六ノ二 「メスシリンドル」ノ徑ハ其ノ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ノ四分ノ一以下ノモノト爲スヘシ

十七 化學用量器ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ

十七ノ二 「メスシリンドル」ニハ messeylinder ノ文字ヲ表記スヘシ

十八 「メスフラスコ」ニシテ受用ノモノニハ受又ハ口其ノ出用ノモノニハ出又ハ A ノ文字ヲ附記スヘシ

瓦斯メートル

一 瓦斯メートルハ乾式又ハ濕式ト爲スヘシ

二 瓦斯メートルノ外函ハ金屬製ト爲シ其ノ外部ヨリ容易ニ内部ノ機械又ハ

其ノ作用ヲ變更シ得サルモノト爲スヘシ

三 瓦斯メートルニ一定ノ壓力ノ瓦斯ヲ通過セシメ其ノ排出スル瓦斯ニ點火シタル場合ニ其ノ火焰ニ煽リヲ生セサルモノト爲スヘシ

四 瓦斯メートルニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號

ロ 製作、輸入、移入又ハ修覆ノ番號(修覆ノ番號ハ製作、輸入、移入又ハ修覆番號ノ明瞭ヲラサル場合ニ限リ之ヲ附スヘシ)

ハ 計量囊又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量

ニ 「アセチリン」瓦斯ノ計量ニ使用スルモノニハ其ノ旨ノ表示

五 瓦斯メートルニハ其ノ大サノ種別ヲ表示スル爲慣行ニ依リ燈數又ハ一時間ノ瓦斯ノ通過量ヲ表記スルコトヲ得

六 濕式瓦斯メートルハ前各號ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

イ 水面調整装置ヲ附スヘシ

ロ 据付方ニ依リ計量ニ差ヲ生スルモノニハ水平ヲ定ムル装置ヲ附スヘシ

七 前金瓦斯メートルハ前各號ニ依ルノ外之ニ投入スル貨幣ノ種類ト通過瓦

二五二  
斯量トヲ表記シ且其ノ表記ニ相當スル瓦斯量ヲ通過スル構造ノモノト爲ス  
ヘシ

衡器

- 一 秤ハ安定ノモノト爲スヘシ但シ上皿天秤若ハ臺秤ニシテ秤量十貫以上、五十キログラム以上若ハ百ポンド以上ノモノ又ハ自働秤ニ在リテハ不安定ノモノト爲スコトヲ得
- 一ノ二 秤ノ桿及之ニ附屬スル槓杆ニハ強硬ナル金屬ヲ用ウヘシ但シ度量衡法第三條又ハ第四條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ黒檀、紫檀、櫻、骨又ハ象牙度量衡法施行令第一條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ骨又ハ象牙ヲ用ウルコトヲ得
- 二 秤ノ桿及之ニ附屬スル槓杆上ニ於ケル支點ヲ爲ス刃、刃受、承軸及關節又ハ刃蓋ニハ之ニ負フ重量ノ大小及秤ノ秤量ノ大小ニ應シテ適當ナル硬度ヲ有スル鋼鐵又ハ石其ノ他秤カ作用ヲ爲ストキ摩擦ヲ生スル重要部分ニハ硬キ金屬ヲ用ウヘシ

- 三 緒紐ノ材料ニハ金屬、革又ハ強靱ナル絹絲、麻絲若ハ綿絲ヲ用ウヘシ
- 四 分銅、錘又ハ増錘ノ物質ハ白金、金、銀、アルミニウム、ニッケル、白銅、真鍮、青銅、銅、鐵又ハ玻璃ヲ用ウヘシ但シ重量五十匁未満、二百グラム未満又ハ八、オンヌ未満ノモノニハ鐵ヲ用ウルコトヲ得ス
- 五 分銅ノ形狀ハ之ヲ臺形又ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ重貫二分以下、五デシグラム以下、ゲレーン分銅ニシテ重量二十、ゲレーン以下、オンヌ分銅ニシテ重量〇、〇五、オンヌ以下ノモノ及玻璃製ノモノニ在リテハ之ヲ板狀ト爲スコトヲ得
- 六 桿、槓杆又ハ臺ニ嵌入スル刃及承軸ハ容易ニ離脱又ハ移動セサル構造ト爲スヘシ
- 七 刃ハ凹凸ナク刃受ノ面ハ平滑ナルコトヲ要ス
- 八 刃受ヲ圓形ト爲ス場合ニ在リテハ繼目ナキ構造ト爲スヘシ
- 九 目盛アル秤ニハ直點又ハ標點一箇以上ヲ其ノ桿上又ハ見易キ位置ニ表示スヘシ但シ秤量二百貫以上、千二百斤以上、五百キログラム以上又ハ千五百ポ

ンド以上ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 十 安定ト爲シタル秤ニハ桿ノ位置又ハ感量ヲ視定スル爲度表若ハ睨ミヲ設クヘシ但シ桿休メアルモノ又ハ桿秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 安定ト爲シタル秤ニハ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ヲ附スヘシ但シ木製桿秤、秤量ノ千分ノ一以上ノ目盛アル金屬製桿秤、上皿天秤及刃受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十二 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ
- 十三 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ
- 十四 安定ト爲シタル秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ナキモノハ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ睨ミカ一致シ若ハ其ノ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以内ノ掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減シテ其ノ睨ミカ一

致シ若ハ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ

- 十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一箇ト爲スヘシ
- 十六 天秤秤量ノ千分ノ一未滿ノ目盛アル金屬製桿秤、上皿桿秤並安定ト爲シタル臺秤及自働秤ニハ水平ヲ定ムル装置ヲ爲スヘシ但シ懸垂シテ使用スル構造ノ秤、又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ノ臺秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ
- 十八 桿秤ノ支點ハ之ヲ二箇以下ト爲シ其ノ二箇ノ場合ニ在リテハ桿ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ刃受ハ支點毎ニ之ヲ附スヘシ
- 十九 桿秤ノ刃及刃受ハ其ノ桿ヲ上下各四十五度ニ控ルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 二十 秤ノ最小目盛間ノ距離ハ臺秤ニ在リテハ之ヲ五厘以上上皿桿秤及秤量二百匁、一斤、五百グラム又ハ一、五ポンドヲ超ニタル金屬製桿秤ニ在リテハ之



ヲ三厘以上骨製若ハ象牙製桿秤及秤量二百匁以下、一斤以下、五百グラム以下  
又ハ二、五「ボンド」以下ノ金屬製桿秤ニ在リテハ之ヲ二厘以上ト爲スヘシ

二十一 削除

二十二 分銅、錘、増錘及増錘臺ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方  
法ニ依リ金屬ヲ填充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ填充物ノ重量ハ増錘臺ヲ  
除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス

二十三 前號ニ依ル填充物ノ穿口ハ容易ニ離脱シ又ハ振戻シ得サル方法ニ依  
リ之ヲ緊塞スヘシ

二十四 分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニ證印ヲ附シ若ハ填充物ノ穿口ヲ緊塞スル爲  
爲シタル象眼ノ面ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス

二十五 木製桿秤ハ定量錘附ノモノト爲シ其ノ秤量、定量錘ノ重量及桿長ハ定  
限ニ依ルヘシ

檜製桿秤(皿附ノモノヲ除ク)

秤 量 定量錘ノ重量 桿 長

六十貫又ハ三百七十五斤 二貫五百匁 五尺五寸以上

五十貫又ハ三百斤 二貫五百匁 五尺五寸以上

四十貫又ハ二百五十斤 二貫 五尺以上

三十二貫又ハ二百斤 一貫六百匁 四尺五寸以上

二十六貫又ハ百六十斤 一貫三百匁 四尺五寸以上

二十貫又ハ百二十五斤 一貫 四尺以上

十六貫又ハ百斤 八百匁 三尺五寸以上

十二貫又ハ七十五斤 六百匁 三尺以上

八貫又ハ五十斤 四百匁 三尺以上

六貫又ハ三十七斤 三百五十匁 二尺五寸以上

四貫又ハ二十五斤 二百五十匁 二尺以上

二貫又ハ十二斤 百二十匁 一尺八寸以上

一貫又ハ六斤 六十匁 一尺六寸以上

檜製皿附桿秤

度量衡法施行細則

秤 量 定量錘ノ重量 桿 長

二貫又ハ十二斤	百匁	一尺八寸以上
一貫六百匁又ハ十斤	八十匁	一尺八寸以上
一貫二百匁又ハ七斤二分ノ一	六十匁	一尺六寸以上
六百匁又ハ三斤二分ノ一	四十匁	一尺四寸以上
四百匁又ハ二斤二分ノ一	二十五匁	一尺二寸以上

秤 量 定量錘ノ重量 桿 長

二貫又ハ十二斤	八十匁	一尺三寸以上
一貫六百匁又ハ十斤	六十匁	一尺三寸以上
一貫三百匁又ハ八斤	五十匁	一尺二寸以上
六百匁又ハ三斤二分ノ一	三十五匁	一尺二寸以上
四百匁又ハ二斤二分ノ一	二十匁	一尺一寸以上
二百匁又ハ一斤四分ノ一	十三匁	一尺以上

二十五ノ二 檜製桿秤ニシテ皿附ニ非サルモノニハ一匁以下皿附ノモノニシテ秤量一貫二百匁以上若ハ七斤二分ノ一以上ノモノニハ一匁以下其ノ秤量六百匁以下若ハ三斤二分ノ一以下ノモノニハ五分以下紫檀製又ハ黒檀製桿秤ニシテ秤量四百匁以上若ハ二斤二分ノ一以上ノモノニハ五分未満其ノ秤量二百匁若ハ一斤四分ノ一ノモノニハ一分以下ノ目盛ヲ爲スコトヲ得ス

二十五ノ三 定量増錘ノ重量ト掛量トノ比ハ臺秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ二百分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一上皿桿秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ五分ノ一ト爲スヘシ

二十六 安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ臺秤及上皿桿秤ニ在リテハ桿ノ末端ニ於テ上下各一分以上桿秤ニ在テハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自働秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ睨ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ睨ミカ五厘以上ノ移動ヲ其ノ静止體ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ

二十六ノ二 不安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ其ノ桿カ桿休メ迄移動シテ定著スル構造ト爲スヘシ  
二十七 秤ニハ製作、輸入又ハ税入ノ番號其ノ修覆シタルモノニ付テハ製作、輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り修覆ノ番號ヲ其ノ桿ニ付テスヘシ但シ天秤、上皿天秤、十分秤及自働秤ニハ支柱又ハ臺ニ之ヲ附スコトヲ得

二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ臺ノ上面若ハ側面又ハ支柱ニ表記スヘシ

二十九 臺秤ニハ其ノ秤量ヲ臺ノ上面ノ縁ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ定量増錘附ノモノニシテ其ノ増錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ

三十 上皿桿秤ニハ秤量ヲ其ノ桿ニ盛止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ桿秤ニハ盛出量、秤量及掛量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ自働秤ニハ量秤ヲ其ノ量ヲ

表示スル目盛又ハ其ノ臺ニ之ヲ附記スヘシ但シ桿秤ノ秤量ハ之ヲ盛出量ト併記スルコトヲ得

三十ノ二 上皿桿秤ニシテ定量増錘附ノモノニハ桿又ハ臺ニ定錘ノ文字ヲ表記スヘシ

三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ臺ニ表記スヘシ

三十二 削除

三十三 分銅ニハ其ノ重量ヲ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五毛以下ノモノニ在リテハ一、二、五其ノ五「ミリグラム」以下ノモノニ在リテハ1, 2, 5ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス

五「ミリグラム」

六角形

二「ミリグラム」

三角形

一「ミリグラム」

四角形

三十四 増錘ニハ掛量ヲ其ノ上面ニ表記スヘシ但シ定量増錘ニ付テハ此ノ限

三十五 桿ヨリ分離シ得ヘキ鍾、増鍾、増鍾臺及皿ニハ桿ト同一ノ番號ヲ表記スヘシ但シ定量鍾及定量増鍾ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十六 前號ノ鍾ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ側面ニ表記スヘシ但シ定量鍾ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十七 定量増鍾ニハ其ノ掛量及鍾ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ定鍾ノ文字定量鍾ニハ其ノ鍾ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ尙檜製皿附ノ桿秤ニシテ秤量二貫又ハ十二斤ノモノニ附屬スルモノニ在リテハ文字紫檀製又ハ黒檀製ノ桿秤ニ附屬スルモノニ在リテハかノ文字ヲ附記スヘシ

第四章 檢定

第三十二條 度量衡器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ本則ニ定ムル書式ニ依リ檢定

請求書ヲ作り之ニ度量衡器ヲ添ヘ甲種檢定ニ在リテハ中央度量衡檢定所ニ乙種檢定ニシテ其ノ請求者カ製作者、修葺者又ハ販賣者ナル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル檢定所ニ之ヲ差出スヘシ

第三十三條 度量衡器カ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ甲種檢定ニ在リテハ農商務大臣乙種檢定ニ在リテハ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ檢定請求書ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ニ依リ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ之ヲ中央度量衡檢定所ニ提出スヘシ第一項ノ出願ヲ許可セラレタル者ハ當該官吏ノ旅費其ノ他檢定ニ要スル費用ヲ負擔スヘシ

第三十四條 行政官廳ハ檢定ノ請求アリタル度量衡器ニ付必要アリト認ムルトキハ前條ノ手續ヲ爲スコトヲ其ノ請求者ニ命スルコトヲ得

第三十五條 度量衡法施行令第九條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ度量衡器ノ種類、物質、箇數、許可ヲ受ケムトスル事由及其ノ輸出若ハ移出セムトスルモノニ在リテハ注文者又ハ荷受人ノ住所氏名、輸出若ハ移出ノ時期ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ出願ニ付其ノ度量衡器ノ標本、製作材料其ノ他必要ナル物件又ハ書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ  
出願人第一項ニ依ル出願ニ對スル許可ノ條件ニ違背シタルトキハ農商務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十六條 度量衡器ヲ所有又ハ所持スル者ハ度量衡法第七條第一項ニ該當セサル場合ト雖其ノ檢定ヲ請求スルコト得

第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」ノ檢定ノ有効期限ハ檢定證印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ五年ノ末日トス

第三十七條 檢定證印ハ度量衡器ノ左ノ部分ニ之ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附スルコトヲ得

一 度器

二 計及化學用量器

三 斗概

四 瓦斯「メートル」

五 天秤、上皿天秤及十分秤

六 臺秤

七 上皿桿秤

八 桿秤

目盛ノ各段ノ一端「帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分」及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部

全量ヲ表記シタル磅及金屬製枱若ハ木製枱ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口

大又ハ小ノ文字ヲ表記シタル磅

乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部濕式ノモノニ在リテハ前板尙前金「メートル」ニ在リテハ前金拂裝置ノ連接部

桿ノ中央部又ハ其ノ附近

桿ノ末端秤量ヲ表記シタル磅、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊著部及增錘臺ノ上面

桿ノ末端及增錘臺ノ上面

金屬製ノモノニ在リテハ直點ノ磅又ハ桿ノ末端、

九 自働秤

象牙、骨、黒檀又ハ紫檀製ノモノニ在リテハ頭金具、  
椀製ノモノニ在リテハ桿ノ兩端(椀製ノモノニシ  
テ鐵製ノ頭金具ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ  
傍及他ノ一端)  
目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノ  
ニ在リテハ其ノ桿

十 分銅

上面、側面又ハ底面

十一 錘又ハ増錘

上面又ハ側面

第三十八條

甲種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ  
定ムルコト左ノ如シ

打込印、烙印、押印及蝕腐印

摺附印

イ	二分平方	イ	四分平方
ロ	一分二厘平方	ロ	二分平方
ハ	六厘平方	ハ	一分平方
ニ	四厘平方		



第三十九條

乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ  
定ムルコト左ノ如シ

打込印、押印及蝕腐印

烙印及摺附印

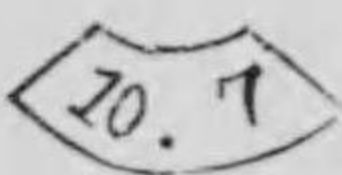
イ	一分二厘平方	イ	四分平方
ロ	六厘平方	ロ	二分平方
ハ	四厘平方	ハ	一分平方



第三十九條ノ二

檢定ノ有効期限ヲ表示スル檢定證印ハ前二條ノ檢定證印ノ下  
ニ左ノ雛形ニ依リ年月ノ數字ヲ附記シタルモノトス

(數字ノ左方ハ年  
右方ハ月ヲ示ス)



第四十條

檢定消印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印及烙印

大長徑二分短徑一分三厘

小長徑六厘短徑四厘



度量衡法施行細則

第四十一條 修葺シ又ハ第三十六條ニ依リ請求アリタル衡器ノ檢定ノ場合ニ於テ檢定證印アル板狀分銅、錘、增錘又ハ增錘臺ニハ更ニ檢定證印ヲ附セス

第五章 使用ノ制限

第四十二條 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十三條 木製枱ハ穀類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ「穀類ノ計量ニ液類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非レハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 五斗以上又ハ百リットル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量一斗未満又ハ二十リットル未満ノ枱ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 枱ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓錐狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十六條 削除

第四十七條 水平ヲ定ムル裝置アル秤ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條ノ二 直點又ハ標點ヲ調整スル裝置アル秤ハ其ノ直點又ハ標點ヲ調整スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條ノ三 木製方形枱ニシテ全量二升以上ノモノ又ハ榿、姫子松若ハ材料ノ厚三分未満ノ全量一升若ハ五合ノモノハ之ヲ穀類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第六章 取締

第四十八條 地方長官官吏ヲシテ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニ於テハ其ノ取締ヲ執行スル區域内ニ於ケル度量衡器ノ使用者ニ對シ日時及場所ヲ指定シテ検査ヲ受クヘキ度量衡器ヲ提出セシムヘシ此ノ場合ニ於テ地方長官ハ豫メ取締ヲ執行セシムル區域、度量衡器ヲ提出セシムヘキ日時及場所ヲ告示スヘシ前項ノ規定ハ公務所ニ於ケル度量衡器並水量「メートル」瓦斯「メートル」及特ニ地方長官ノ指定シタル度量衡器ニハ之ヲ適用セス

第四十九條 度量衡法第八條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

一 度量衡器ニシテ其ノ要部カ「毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

二 度量衡器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ

二七〇

二ノ二 度量衡器ニシテ其ノ分離シ得ヘキ部分カ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノヲ以テ組成シタルモノ又ハ檢定ヲ受ケタルトキ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ

三 度器ニシテ枉撓又ハ縊レアルモノ

四 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角カ最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ其ノ端目盛ニ非サルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ

五 材料ヲ剝合セ又ハ繼合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ繼目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部カ分離シ易キニ至リタルモノ

六 麻製度器ニシテ目盛アル部分カ切斷シ易キニ至リタルモノ

七 度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ

八 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ

九 枱ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊著シル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シ又ハ其ノ口縁ノ缺損(全量ノ目盛アルノニシテ其ノ口縁ノ缺損カ全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク)シタルモノ若ハ金屬製枱ノ繼目ノ離レタルモノ

十 枱ニシテ其ノ口縁又ハ内面カ著シク磨滅シ若ハ反リヲ生シ又ハ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタルモノ

十一 液類ノ計量ニ使用スル枱ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬製枱ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ

十二 斗概ニシテ反リ又ハ著シク凹凸ヲ生シタルモノ

十三 化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ

十四 秤ニシテ桿カ枉撓シタルモノ

十五 秤ニシテ其ノ刃、刃受、承軸、刃蓋又ハ桿ニ於ケル金具カ離脱シ又ハ刃及桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ



- 十六 秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十七 調子玉又ハ直點若クハ標點ヲ調整スル装置ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一以内(木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二以内)掛量アルモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分ノ一以内(木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二以内)ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミカ一致セス若ハ其ノ桿カ水平トナラス又ハ其ノ指針カ直點又ハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ
- 十八 水平ヲ定ムル装置アル秤ニシテ其ノ装置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十九 秤ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ
- 第五十條 第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器ニ附スヘキ検査済印ノ罐形及ヒ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

2

(輪廓内ノ數字ハ毎年其ノ年ノ下位ノ數字ヲ用ウ)

大形 一分五厘  
 中形 一分  
 小形 五厘

検査済印ハ度量衡器ノ見易キ部分ニ之ヲ附ス

第五十一條 臨檢、搜索又差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條

乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條 度量衡器ノ取締ヲ執行スル官吏ノ携帶スヘキ證票ノ様式ヲ定ムル

コト左ノ如シ

用紙厚質白紙、堅四寸横二寸五分

第 號

官 氏 名

度量衡器取締官吏章



農商務省(道廳、府廳、縣廳)

第七章 罰 則

度量衡法施行規則

第五十三條 第十條又ハ第十六條ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十五圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十一條第二項、第十四條第一項、第十八條又ハ第十九條ニ違反シタル者

二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十三條、第四

十四條又ハ四十七條ノ三ニ違反シタル者

第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 第二條ノ二、第十條ノ二、第十二條、第十三條、第十四條第二項、第十五條、第二十

一條又ハ第二十三條ニ違反シタル者

二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十二條、第四

十五條、第四十七條又ハ第四十七條ノ二ニ違反シタル者

三 第四十八條第一項ニ依リ指定シタル日時及場所ニ度量衡器ノ提出ヲ怠リ

タル者

附 則 (明治四十二年農商務省令第二十八號ノ分)

第五十六條 本則ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條 第三十一條度量器ノ第四號、第七號但書、量器ノ枱及斗概ノ第二號、第八

號、第十八號、第十九號、第二十七號乃至第二十九號及第三十三號、衡器ノ第十號乃

至第十二號、第十五號、第十六號、第十八號、第二十號、第二十一號、第二十四號、第二十

五號、第二十九號、第三十二號、第三十五號乃至第三十七號ノ規定及第二十七號中

十分秤及自動秤以外ノ秤ニ關スル規定ハ、ヤード、ポンド、法度量衡器ヲ除クノ外

明治四十二年十二月三十一日迄ニ度量衡器ノ檢定ヲ請求スル者ノ申請アリタ

ル場合ニ限リ其ノ檢定ニ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テ明治三十六年農商務省

令第十號第十三條、第十七條、第十八條第一項、第二項、第二十三條第二項、第二十四

條、第二十六條第二項、第二十八條ノ規定及第十五條第一項中圓壘形枱ニ關スル

規定ヲ適用ス

第五十八條 木製枱ノ檢定ニ付テハ明治四十二年十二月三十一日迄檢定ヲ請求

スルモノニ限リ左ノ各號ニ依ルコトヲ得

一 第三十一條中量器ノ枱及斗概ノ第一號ニ規定シタル材料ノ外液用枱ノ材

料ニハ椹、姫子松又ハ銀杏、其ノ他ノ枱ノ材料ニハ銀杏ヲ用ウルコトヲ得

二 木製枙ハ全量一升ノモノノ外全量二升以上一斗以下ノモノニ在リテモ左ノ寸法ニ依リ之ヲ方形ト爲スコトヲ得但シ其ノ寸法ハ五厘以下ノ増減アルヲ妨ケス

種類

方ノ寸法

- 二升ノモノ 六寸一分七厘
- 五升ノモノ 八寸三分四厘
- 一斗ノモノ 一尺五分

前項第二號ノ枙ニシテ穀類用ノモノニハ鐵帶ヲ四隅ニ於ケル外側ヲ通シテ底部ニ折曲ケ之ヲ緊著スヘシ

前二項ノ規定ハ明治四十二年十二月三十一日以前ニ檢定ヲ請求シテ合格シタル木製枙ニシテ檢定證印アルモノノ檢定ニ付明治四十七年六月三十日迄之ヲ適用ス

第五十九條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル檢査ハ業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付之ヲ行フヘシ

前項ニ依リ檢査ヲ行ヒタル度量衡器ニシテ度量衡法施行令第二表ノ種類ニ屬シ其ノ器差同令第十六條ノ公差ヲ超エス且第四十九條ノ規定ニ適合スルモノニ限り之ヲ合格トシ之ニ附スヘキ證印ハ第三十九條ノ雜形及種類ニ依ルヘシ

第六十條 第四十八條第一項ノ規定ハ前條ノ檢査ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依リ檢査ヲ受クヘキヤード、ポンド、法度量衡器ニシテ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ檢査ヲ受ケムトスル者ハ明治四十四年四月三十日迄ニ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ其ノ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ差出スヘシ

第三十三條第三項ノ規定ハ前項ノ出願ノ許可アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條 第三十四條ノ規定ハ度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル檢査ニ之ヲ準用ス

附則 (大正五年農商務省令第七號ノ分)

第一條 本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十七條ノ三ノ規定ハ

度量衡法施行細則

大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

二七八

第二條 本令施行前受ケタル度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ニシテ二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ營業所中主タル營業所ヲ定メ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ位置ヲ免許ヲ受ケタル行政官廳ニ届出ツヘシ

前項以外ノ營業所ハ本令ニ依リ認可ヲ受ケ設置シタルモノト看做ス

第三條 木製方形穀類用枰ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ、樅若ハ姫子松ヲ用キ又ハ全量一升若ハ五合ノモノノ材料ノ厚ヲ二分五厘以上ト爲スコトヲ得

第四條 斗概ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ心抜ト爲スコトヲ得

第五條 木製桿秤ノ檢定ニ付テハ大正八年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ、定量錘附ニ非サルモノト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ明治四十二年農商務省令第二十八號第三十一條衡器ノ第二十一號、第三十二號及第三十六號ノ

規定ヲ適用ス

前項ノ規定ハ大正八年六月三十日以前ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アリタル木製桿秤ノ檢定ニ付大正十三年六月三十日迄之ヲ適用ス

參照 明治四十二年農商務省令第二十八號

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ前六條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

衡器

二十一 木製桿秤ノ桿ノ長ハ其ノ秤量ニ從ヒ左ノ定限以上ト爲シ之ニ附屬スル錘ノ重量ハ紫檀製又ハ黑檀製ノ秤ニ在リテハ其ノ秤量ノ三十分ノ一以上其ノ他ノ秤ニシテ秤量四十貫未滿又ハ二百十斤未滿ノモノニ在リテハ其ノ秤量ノ二十分ノ一以上、秤量四十貫以上又ハ二百五十斤以上及皿附ノモノニシテ秤量二貫以下一貫六百匁以上又ハ十二斤以下十斤以上ノモノニ在リテハ其ノ秤量ノ二十五分ノ一以上ト爲スヘシ但シ定量錘ノ重量ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

榨製桿秤

度量衡法施行細則

二七九

秤 量

- 三十六貫以上又ハ二百二十斤以上
- 二十五貫以上又ハ百五十斤以上
- 二十貫以上又ハ百二十斤以上
- 十六貫以上又ハ百斤以上
- 八貫以上又ハ五十斤以上
- 五貫以上又ハ三十斤以上
- 四貫以上又ハ二十五斤以上
- 一貫六百匁以上又ハ十斤以上
- 一貫以上又ハ六斤以上
- 六百匁以上又ハ三斤二分ノ一以上
- 二百匁以上又ハ一斤以上

紫檀製又ハ黒檀製桿秤

秤 量

桿 長

- 五尺
- 四尺五寸
- 四尺
- 三尺五寸
- 三尺
- 二尺五寸
- 二尺
- 一尺八寸
- 一尺六寸
- 一尺四寸
- 一尺二寸

桿 長

一貫六百匁以上又ハ十斤以上

一尺三寸

一貫六百匁未満又ハ十斤未満

一尺二寸

一貫二百匁未満又ハ七斤二分ノ一未満

一尺

三十二 木製桿秤ニシテ定量錘附ニ非サルモノニハらノ文字ヲ其ノ桿ニ表記スヘシ

三十六 前號ノ錘ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量及木製桿秤ニ附屬スルモノニ在リテハらノ文字ヲ其ノ側面ニ表記スヘシ但シ定量錘ニ附テハ此ノ限ニ在ラス

第六條

第三十一條衡器ノ第二十五號ノ二ノ規定ハ本令施行前檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アリタル木製桿秤ニシテ大正十年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ之ヲ適用セス

第一號書式

收入印紙

度器檢定請求書

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

度量衡法施行細則



種	類	斗	計	瓦斯「メートル」		用途	檢定請求事由別箇數	一箇ノ手ノ料
				計	圓			
乾式又ハ濕式 瓦斯「メートル」	自第何號至第何號 第何號	何立方「メートル」又ハ何立方「メートル」	何錢	何圓	計量囊又ハ計量筒 依一回ノ瓦斯通過量	檢定請求事由別箇數	一箇ノ手ノ料	何圓
乾式又ハ濕式 前金瓦斯「メートル」	自第何號至第何號 第何號	何立方「メートル」又ハ何立方「メートル」	何錢	何圓	計量囊又ハ計量筒 依一回ノ瓦斯通過量	檢定請求事由別箇數	一箇ノ手ノ料	何圓
合	計	斗	概	計	圓	何圓	何圓	何圓

化學用量器ニ「デシリット  
「メスフラヌル」又ハ何「デシ  
「コ」又ハ何々「リットル」

何十又ハ何百

合 計

瓦斯「メートル」

種 類 番 號

計量囊又ハ計量筒  
依一回ノ瓦斯通過量

乾式又ハ濕式  
瓦ス「メートル」

自第何號至第何號  
第何號

乾式又ハ濕式  
前金瓦ス「メートル」

自第何號至第何號  
第何號

合 計

斗 概

種 類

圓 樽 狀 大 若 小 又 ハ 板 狀 大 若 小

檢定請求事由別箇數  
作製 檢定 修理 輸送 何々 計  
一箇ノ手ノ料

合	計	何圓
---	---	----

右檢定及請求候也

營業所(住所)

年 月 日

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 (印)

農商務大臣(道廳長官 府縣知事) 宛

注 意

一、目盛ノ欄ニハ枳ニ在リテハ五分ノ一又ハ五分ノ一「センチリットル」以  
下ノ目盛アル玻璃製ニ限リ其ノ目盛アル部分ノ容量化學用量器ニ在  
リテハ「ビベット」及「ビュレット」ニ限リ全量以下ノ目盛ノ數ヲ記載スヘシ  
一、用途ノ欄ニハ木製枳及瓦斯「メートル」ニ限リ其ノ用途ヲ記載スヘシ

第三號書式

衡器檢定請求書

收入印紙

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

度量衡法施行細則

秤	種類番號	秤	量	感量	檢定請求事由別箇數		何圓
					作製	修入	
秤	天秤又ハ上皿秤又ハ第何號至第何號	何貫、何斤、何「キログラム」又ハ何「ポンド」	何分	何分	箇	箇	何圓
					箇	箇	
秤	臺秤、上皿秤又ハ第何號至第何號	何貫、何斤、何「キログラム」又ハ何「ポンド」	何段	何段	箇	箇	何圓
					箇	箇	
分銅	圓形、何形又ハ板狀	眞鍮、鐵又ハ何々「ゲレイン」	量	量	箇	箇	何圓
合	計	計	計	計	箇	箇	何圓

秤	種類番號	秤	量	感量	檢定請求事由別箇數		何圓
					作製	修入	
秤	天秤又ハ上皿秤又ハ第何號至第何號	何貫、何斤、何「キログラム」又ハ何「ポンド」	何分	何分	箇	箇	何圓
					箇	箇	
秤	臺秤、上皿秤又ハ第何號至第何號	何貫、何斤、何「キログラム」又ハ何「ポンド」	何段	何段	箇	箇	何圓
					箇	箇	
分銅	圓形、何形又ハ板狀	眞鍮、鐵又ハ何々「ゲレイン」	量	量	箇	箇	何圓
合	計	計	計	計	箇	箇	何圓

右檢定及請求候也

營業所(住所)

年月日

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

農商務大臣(道廳官府)宛

注意

一、定量錘附又ハ定量増錘附ノ秤ニ在リテハ種類毎ニ其ノ旨桿秤ニ在リテ  
 ハ其ノ物質ヲ附記スヘシ

度量衡法施行細則



一、二以上ノ支點アル秤桿ニシテ同一ノ名稱命位ニ依ル秤量及掛量ヲ表ハ  
スモノニ在リテハ其ノ各段ノ目盛ハ之ヲ一段トシテ目盛ノ段數欄ニ記  
載スヘシ

一、秤ト之ニ附屬セシムヘキ定量錘又ハ定量增錘トヲ同時ニ檢定ヲ請求ス  
ル場合ト雖秤ト錘トハ各別ニ之ヲ記載スヘシ

### 度量衡ニ關スル委任事項

大正五年八月二十八日  
農商務省令第二十七號

度量衡ニ關シ地方長官ニ委任スル事項左ノ通定ム

度量衡ニ關シ左ノ事項ハ度量衡器ノ製作、輸入、移入若ハ修覆ヲ取扱フ營業所又ハ  
度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ委任ス但シ第一號ノ事項ニ付テハ  
東京府、大阪府及福岡縣ヲ除ク

- 一 修覆シタル「ヤード、ポンド」法衡器ノ檢定ニ關スル件
- 二 度量衡法施行令第九條但書ニ依リ輸入又ハ移出スル度量衡器ノ製作、輸入  
移入又ハ修覆ノ許可ニ關スル件

### 附 則

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ本令施行前ニ爲シタル請求及出願ニハ之ヲ適用セス

### 營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

明治四十二年七月一日公布勅令第百七十九號  
大正五年六月二十六日勅令第百七十一號ヲ以テ改正

第一條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業免許ノ出願ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ  
從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 度量衡器又ハ衡器ノ製作ノ免許願 金 三十圓
- 二 度量衡器ノ修覆ノ免許願 金 十五圓
- 三 度量衡器ノ販賣ノ免許願 金 十圓

第二條 度量衡法第三條又ハ第四條ニ依ル度量衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左  
ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

器		度	
種	類	手	料
全長一尺以下		一〇	〇・五
全長二尺以下又ハ五「デシメートル」以下		二〇	一〇
全長三尺以下又ハ一「メートル」以下		四〇	二〇
全長十尺以下又ハ三「メートル」以下		八〇	四〇
全長二十尺以下又ハ六「メートル」以下		一二〇	六〇
全長三十尺以下又ハ十「メートル」以下		二四〇	一二〇
全長六十六尺以下又ハ二十「メートル」以下		五〇〇	二五〇
全長百尺以下又ハ三十「メートル」以下		六四〇	三二〇
全長百八十尺以下又ハ五十「メートル」以下		九〇〇	四五〇
全長百八十尺又ハ五十「メートル」ヲ超エタルモノ		一五〇〇	七五〇
二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長五寸又ハ二「デシメートル」迄毎ニ金三錢ヲ加フ			

量		種	
斗	枡	類	手
概	各	種	種
全量五「センチリットル」以下	全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下		二〇
全量五「デシリットル」以下	全量二升以下又ハ五「リットル」以下		四〇
全量二「リットル」以下	全量一斗以下又ハ二十「リットル」以下		一五〇
全量一「センチリットル」以下	全量五斗以下		二五〇
全量五「センチリットル」以下	全量以外ノ目盛アルモノニ付テハ金三錢ヲ加フ		一〇
「メス フラス コ」			
「ビベッ ト」及			
全量五「センチリットル」以下			三〇〇
全量一「センチリットル」以下			一〇〇
全量二「リットル」以下			五〇〇
全量五「デシリットル」以下			三〇〇
全量五「センチリットル」以下			一〇〇

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

器	量	
	「メ シ リ ン 」 ド ル	「ビ ュ レ 」 ッ ト
瓦斯「メ ー 」 ト ル	全量二「デシリットル」以下	全量二「デシリットル」以下
	全量以外ノ目盛アルモノニ付テハ目盛十箇迄毎ニ金二錢ヲ加フ	全量以外ノ目盛アルモノニ付テハ目盛十箇迄毎ニ金二錢ヲ加フ
	全量二「センチリットル」以下	全量二「センチリットル」以下
	全量五「デシリットル」以下	全量五「デシリットル」以下
	全量二「リットル」以下	全量二「リットル」以下
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、一五立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、一五立方尺未満又ハ
	四「リットル」未満	四「リットル」未満
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、二五立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、二五立方尺未満又ハ
	七「リットル」未満	七「リットル」未満
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、六立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、六立方尺未満又ハ
	七「リットル」未満	七「リットル」未満
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、八立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、八立方尺未満又ハ
三「リットル」未満	三「リットル」未満	
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一、五立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一、五立方尺未満又ハ	
二「リットル」未満	二「リットル」未満	
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量七立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量七立方尺未満又ハ	
一「リットル」未満	一「リットル」未満	
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量三〇立方尺未満又ハ	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量三〇立方尺未満又ハ	
〇「リットル」未満	〇「リットル」未満	

衡	種	類	手 數 料
臺 秤	天 秤 及 上 皿 天 秤	秤量ノ十萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	五〇〇〇
		秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	二五〇〇
		秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一〇〇〇
		其ノ他ノモノ	四〇〇
		秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「キログラム」以下	一三五〇
		秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下	二八五〇
		更ニ百貫、六百斤又ハ三百「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加ヘ定 量ニ非サル増鍾附ノモノニ付テハ金十五錢ヲ加フ	三五〇〇
		秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下	三五〇〇
		上皿秤、十分 秤及秤量五貫	
		種	
備考	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量トハ計量機又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル 瓦斯通過量ヲ謂フ		
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一五〇立方尺以下又ハ四 二四八「リットル」以下		五〇〇〇
	更ニ二五立方尺又ハ七〇八「リットル」迄ヲ増ス毎ニ金四圓ヲ加フ		

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

自働秤	秤量三貫以下、二十斤以下又ハ十「キログラム」以下	六〇〇
	秤量五貫未満、三十斤未満又ハ二十「キログラム」未満	八五〇
	更ニ一貫、六斤又ハ三「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金十五錢ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金十五錢ヲ加フ	
	秤量一貫以下、六斤以下又ハ三「キログラム」以下 (紫檜、黒檜、骨又ハ象牙製ノモノヲ除ク)	五〇〇
	秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下	九〇〇
	秤量十貫以下、六十斤以下又ハ三十五「キログラム」以下	一二〇〇
	秤量三十貫以下、二百斤以下又ハ百「キログラム」以下	二二〇〇
	更ニ十貫、六十斤又ハ三十「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加ヘ定量ニ非サル錘附ノモノニ付テハ金十錢ヲ加フ	
	秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下	三〇〇〇
	秤量三貫以下、二十斤以下又ハ十「キログラム」以下	五〇〇〇
秤量五貫以下、三十斤以下又ハ二十「キログラム」以下	一〇〇〇〇	
秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「キログラム」以下	一五〇〇〇	

未滿、三十斤未  
滿又ハ二十「キ  
ログラム」未滿  
ニシテ秤量ノ  
十分ノ一未滿  
ノ目盛アル金  
屬製秤秤

桿秤(秤量五  
貫未滿三十斤  
未滿又ハ二十  
「キログラム」未  
滿ニシテ秤量  
ノ十分ノ一未  
滿ノ目盛アル  
金屬製秤秤ヲ  
除ク)

第二段以上目盛アルモノニ付テハ檢定手数料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ但シ桿秤ニ於ケル同一ノ名稱命位ニ依ル掛量及秤量ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ鯨尺ニ之ヲ準用ス

第四條 「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器又ハ衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

器		
分	銅	
錘		
	秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下	三〇〇〇
	更ニ百貫、六百斤又ハ三百「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加フ	
	五百匁以下又ハ一「キログラム」以下一個	四〇〇
	一貫以下又ハ二「キログラム」以下一個	八〇〇
	定量錘又ハ定量増錘各種一個	三〇〇

種	類	手 數	料
全長「フート」以下	金屬製ノモノ 其ノ他ノモノ	三〇〇	一〇〇

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

量		器		度	
種	種	類	手	類	手
	類	手	類	手	手
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、一五立方「フット」未	六〇〇	六〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、二五立方「フット」未	一五〇	一五〇	九六〇	一五〇	九六〇
六十四分ノ「インチ」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長六	二四〇	二四〇	一〇〇	二四〇	一〇〇
「インチ」迄毎ニ金三錢ヲ加フ	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長百「フット」ヲ超エタルモノ	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長百「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長六十「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長三十「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長二十「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長十「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長三「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
全長二「フット」以下	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇

衡		器	
種	種	類	手
	類	手	手
秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	五〇〇	五〇〇	一〇〇
秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一五〇	一五〇	一〇〇
其ノ他ノモノ	一五〇	一五〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、六立方「フット」未	三六〇	三六〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、八立方「フット」未	六〇〇	六〇〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一、五立方「フット」未	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量七立方「フット」未	二〇〇	二〇〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量三〇立方「フット」未	三〇〇	三〇〇	一〇〇
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一五〇立方「フット」以下	五〇〇	五〇〇	一〇〇
更ニ二五立方「フット」迄ヲ増ス毎ニ金四圓ヲ加フ	五〇〇	五〇〇	一〇〇
備考 一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量トハ計量筒又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ作ル			
瓦斯通過量ヲ謂フ			

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

自働秤	骨及象牙製 桿秤	秤量百「ポンド」以下 <small>(臺秤ヲ除ク)</small>	一〇〇〇〇
		秤量三百「ポンド」以下	二六〇〇〇
上皿桿秤及 十分秤		秤量千「ポンド」以下	五六〇〇〇
		秤量一「トン」以下	九六〇〇〇
		更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ 付テハ金四十錢ヲ加フ	六〇〇〇
		秤量十「ポンド」以下	一六〇〇〇
		更ニ十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ 付テハ金四十錢ヲ加フ	二四〇〇
		秤量十「ポンド」以下	一〇〇〇〇
		秤量五十「ポンド」以下	二〇〇〇〇
		秤量三百「ポンド」以下	三〇〇〇〇

器	分	銅	更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ	五〇〇
			一「ポンド」以下	
鍾			十「ポンド」以下	一〇〇〇
			五十六「ポンド」以下	
			定量増錘各種一箇	八〇〇

第二條第二項ノ規定ハ「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器及衡器ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ノ檢定手數料ハ農商務大臣之ヲ定ム

第五條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則 (明治四十二年勅令第七十九號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正五年勅令第七十一號ノ分)

本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

營業免許及檢定ニ關スル手數料徵收ノ件

### 免許狀ニ關スル手数料

明治四十二年七月一日發布  
農商務省令第三十一號

第一條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關シ左ニ掲クル出願ヲ爲ス者ハ手数料トシテ下ニ定ムル金額ヲ納ムヘシ

- 一 免許狀ノ更正願 每一件 金二十錢
- 二 免許狀ノ書換願 每一件 金五十錢
- 三 免許狀ノ再下付願 每一件 金五十錢

第二條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 國庫納金端數計算法

大正五年一月二十九日公布法律第二號

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ金額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第二條 國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條 分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第四條 分割シテ收入又ハ仕拂ヲ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未滿ナルトキ又ハ之ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ノ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付テハ本法ヲ適用セス法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

#### 附則

第七條 本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第八條 明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ

免許狀ニ關スル手数料

爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

### 甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査依頼者心得

明治四十二年七月二十二日農商務省告示第三百三十二號  
同四十二年十二月九日農商務省告示第六六四號ヲ以テ改正

第一條 度量衡器ノ甲種檢定ヲ請求シ又ハ度量衡器若ハ計量器ノ比較檢査ノ依頼ヲ爲ス者ハ小包郵便其ノ他ノ運送方法ニ依リ其ノ檢定又ハ檢査ヲ受クヘキ器物ヲ差出スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ請求者又ハ依頼者カ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ居住セサルトキハ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ器物ノ引取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ前項器物ノ差出ト同時ニ檢定所又ハ其ノ支所ニ届出ツヘシ

第二條 中央度量衡檢定所又ハ其ノ支所ニ於テ檢定又ハ檢査ヲ爲スヘキ器物ヲ受理シタル後ハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得ス但シ化學用量器ニシテ破損ヲ生シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 比較檢査ノ依頼ヲ爲ス器物ニハ番號又ハ符號ヲ附スヘシ但シ之ヲ附シ

難キモノニ在リテハ其ノ容器ニ附スルコトヲ得

第四條 檢定請求又ハ比較檢査依頼ノ器物ニシテ組立方法ヲ申出テサルモノニ在リテハ當該官吏ハ任意ノ組立ヲ爲スヘシ

第五條 中央度量衡檢定所又ハ其ノ支所ヨリ器物引取方ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ指定ノ期間内ニ其ノ引取ヲ爲スヘシ  
前項ノ期間内ニ器物ノ引取ヲ爲ササル場合ニ於テハ檢定所又ハ其ノ支所ハ其ノ器物ヲ請求者依頼者又ハ器物ノ引取人ノ費用負擔ニ於テ之ヲ返送スルコトアルヘシ

### 一斗枴使用ニ關スル件

明治十九年三月二十四日發布  
農商務省令第二號

穀量一斗以上ヲ授受スル際一斗枴ヲ用キサルトキハ其ノ授受者ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得

### 寶石類ノ計量單位ノ値ニ關スル件

明治四十二年十一月十一日發布  
農商務省令第五十四號

甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査依頼者心得



寶石ヲ「カラット」ノ名稱ニ依リ計量スルトキハ二百「ミリグラム」ヲ以テ「カラット」ト爲スヘシ

三〇四

免許料(出願手數料)及檢定料(手數料)トシテ納ムル收入印紙消印ノ件

明治三十年九月六日發布  
農商務省令第十四號

度量衡器製作、修覆、販賣ノ免許料出願手數料納入用紙(願書)又ハ度量衡器檢定請求書ニ貼用スル登記(收入印紙)ハ出願者又ハ請求者ニ於テ消印ヲ爲サス當該官廳ニ差出スヘシ當該官廳ハ正當ト認メタル後之ニ消印ヲ付スヘシ但消印ハ書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ涉ルヲ要ス

農商務省官制拔萃

明治三十一年十月二十二日  
勅令第二八二號

第六條 商工局ニ於テハ商事、工業、工場法施行及度量衡ニ關スル事務ヲ掌ル(大正四年十二月勅令第二三一號改正)

二項省略

商工局ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器ノ檢定並度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査及試驗其ノ他度量衡又ハ計量ニ關スル事務ヲ掌ラシム(大正二年六月勅令第一八五號改正)

農商務大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得  
中央度量衡檢定所長ハ農商務技師、支所長ハ農商務技師又ハ農商務技手ヲ以テ之ニ充ツ  
農商務大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得(大正五年十一月二十四日勅令第二三八號ニテ追加)

中央度量衡檢定所(及支所)位置ノ件

中央度量衡檢定所及支所位置ノ件

三〇五

明治三十六年十二月二十六日農商務省告示第二百五十八號  
支所位置ノ件ハ大正二年六月十三日農商務省令第五號ニ依リ消滅

中央度量衡檢定所及支所位置ヲ左ノ通相定ム  
中央度量衡檢定所 東京市京橋區木挽町農商省構内

中央度量衡檢定所支所位置ノ件

大正二年六月十三日  
農商省令第五號

農商省官制第六條第四項ニ依リ左ノ通中央度量衡檢定所ノ支所ヲ置キ度量衡器ノ甲種檢定ニ關スル事務ヲ分掌セシム

一中央度量衡檢定所大阪支所

位置 大阪市西區西川口町二十三番地ノ一 (大正五年四月一日農商省令第四號ヲ以テ改正同十日ヨリ施行)

一中央度量衡檢定所福岡支所

位置 福岡市藥院堀端七番地 (改正右ニ同シ)

中央度量衡檢定所及支所事務取扱區域ノ件

大正五年六月三日  
農商省告示第四百四號

本支所	區	域
中央度量衡檢定所	北海道	新瀉縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣
	茨城縣	栃木縣 靜岡縣 山梨縣 長野縣 宮城縣 福島縣
	巖手縣	青森縣 山形縣 秋田縣 石川縣 富山縣
大支所	京都府	兵庫縣 奈良縣 三重縣 愛知縣 滋賀縣
	岐阜縣	福井縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 和歌山縣
	德島縣	香川縣 愛媛縣 高知縣
福支所	長崎縣	山口縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣
	鹿兒島縣	沖繩縣

間接國稅犯則者處分法拔萃

明治三十三年三月十七日法律第六十七號。同三十七年法律第十一號同四十二年法律第八號ヲ以テ改正

第一條 間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ爲スコトヲ得

中央度量衡檢定所及支所事務取扱區域ノ件 間接國稅犯則者處分法拔萃

第二條 收税官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第四條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ストキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第五條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六條 收税官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲ以テ立會ハシムヘシ

前項ニ掲クル者其ノ他ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條 收税官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

〔差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徴シ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス〕  
差押物件廢敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八條 收税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第九條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十二條 收稅官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務監督局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務置長ニ囑託スルコトヲ得

間稅國稅犯則者處分法施行規則拔萃

明治三十三年三月二十三日  
勅令第五十二號  
改正 明治三十四年第一七〇號、三十五年第一四五號、第三十七年第九二號、第三十八年第一三三號、第三十九年第一五三號、第四十一年第一四二號、大正元年第一三三號、三年第一五三號

第二條 收稅官吏物件帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時、並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ  
文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律

明治三十三年三月十三日  
法律第五十二號

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅及業

法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律

煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力アルモノトス  
前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

### 政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル 國債ノ價格ニ關スル件

明治四十一年十一月二十八日公布勅令第二百八十七號  
勅令第三百三十六號改正

政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏證券ノ價格ハ其ノ債權金額ニ依ル

### 内外度量衡基本單位比較表

日本	「メートル」法	日本法定「ヤードポンド」法	英國	米國	露國
一 尺	0.3048	ヤード 0.9144	ヤード 0.9144	ヤード 0.9144	サヤン 0.7620
一 升	1.803	ガロン 0.4546	ガロン 0.4546	ガロン 0.4546	クエトロ 0.1197
一 貫	3750000	キログラム 826.7196	ポンド 826.7196	ポンド 826.7196	フリート 915.733

「メートル」法	日本	日本法定「ヤードポンド」法	英國	米國	露國
一「メートル」	3168000	ヤード 10.936	ヤード 10.936	ヤード 10.936	サヤン 1750.1
一「リットル」	0.554	ガロン 0.134	ガロン 0.134	ガロン 0.134	クエトロ 0.034
一「キログラム」	0.23687	ポンド 0.5312	ポンド 0.5312	ポンド 0.5312	フリート 0.1197

内外度量衡基本單位比較表

日本法定ヤード	ボンド法	日 本	「メートル」法	英 國	米 國	露 國
「ヤード」	三〇二七五	メートル	〇九二四	ヤード	一〇〇〇〇	メートル
「ガロン」	二〇九八	リットル	三二八五	ガロン	一八三	クエトロ
「ポンド」	〇二二九六	キログラム	〇四五三六〇〇	ポンド	一〇〇〇〇一七	セント
						一〇七六九

英 國	日 本	「メートル」法	日本法定ヤード	米 國	露 國
「ヤード」	三〇二七五	メートル	一〇〇〇〇	ヤード	メートル
「ガロン」	二〇九八	リットル	一〇一	ガロン	クエトロ
「ポンド」	〇二二九六	キログラム	〇九九九八三	ポンド	セント
					一〇七六九

米 國	日 本	「メートル」法	日本法定ヤード	英 國	露 國
「ヤード」	三〇二七五	メートル	一〇〇〇〇	ヤード	メートル
「ガロン」	二〇九八	リットル	一〇〇〇	ガロン	クエトロ
「ポンド」	〇二二九六	キログラム	〇九九九八三	ポンド	セント
					一〇七六九

露 國	日 本	「メートル」法	日本法定ヤード	英 國	米 國
「アルシ」	二三四七〇	ヤード	〇七二六	ヤード	メートル
「ヴェドロ」	六八二八	リットル	三二四九	ガロン	クエトロ
「フント」	〇一〇九三	キログラム	〇九〇二八五	ポンド	セント
					一〇七六九

内外度量衡基本單位比較表

91  
2284

明治四十三年一月十日初版印刷  
明治四十四年二月十五日發行  
大正五年十一月十八日改訂再版印刷

定價金壹圓  
內地送料  
不要

著者兼  
行作者

東京府荏原郡品川町北品川七百十八番地

長沼政五郎

印刷人

東京市京橋區築地二丁目二十一番地

國井五郎

印刷所

東京市京橋區築地二丁目二十一番地

國光印刷株式會社

發賣元

東京市麴町區有樂町一丁目四番地

日本度量衡協會

終

